

神田孝平の地租改正提議

奥田晴樹

はじめに

神田孝平については、夙に地租改正の提議者として知られている。その言説をめぐって、幾多の研究が様々な角度からなされ、またそこには見過し難い問題点もある。もっとも、それについては、別途に検討を加えている(1)。

その問題点とは、掻い摘まんで言えば、①その土地所有・租税論について地租改正提議以後に大きく様変わりした言説を十分に組み込んで理解して来なかったこと、また②その言説の変容契機として、民撰議院論の変化に眼を向けていないこと、の二点である。

ここでは、地租改正提議以後における、その言説が如何に変わったものであり、また両者に通底するものがあるとすれば、それが何であるかを明らかにするため、提議そのものの内容と、それに先行する時期の言説を、検討することとしたい。

一 幕末期における神田孝平の経済論

(一) 「農商弁」

(1) 商業立国論の提起

神田孝平の経済認識を検討する際、まず取り上げるべきは、幕末期の論策「農商弁」(2)であろう。

そこで如何なる議論が展開されているのかを確認する作業から始めよう。

冒頭で、商業立国↓富裕、農業立国↓貧窮、したがって東方諸国⇨農業立国↓貧窮、西洋諸国⇨商業立国↓富裕なるシエーマが開陳される。

商ヲ以テ国ヲ立ツレバ、其ノ国常ニ富ミ、農ヲ以テ国ヲ立レバ其ノ国常に貧シ。東方諸国ハ農ヲ以テ国ヲ立テ、西洋諸国ハ商ヲ以テ国ヲ立ツ。故ニ東方諸国ハ常ニ貧シク、西洋諸国ハ常ニ富メリ。

以下、商業立国の三利と農業立国の三害を挙げ、右のシエーマの論証を試みる。

商業立国の三利は、左の通り。

- ①聚斂セズシテ租税増シ、下苦シマズシテ上富ムベシ、
- ②四方ニ転ジテ貿易スル時ハ、其ノ運上モ亦際限ナシ、
- ③農ヨリ租税ヲ収ムルニオヨバズ、故農業ノ利潤ヲ夥シクシ、余程礪礪ノ地ニテモ耕シテ利アリ。故ニ山野關ヶ産物益シ、其ノ値モ亦下落スベシ。左スレバ、工商トテモ亦随テ盛大に趣クベシ。農工商、既ニ盛大ニシテ、国ノ盛ナラザルハアラズ。

①の利は租税の増収、②の利は関税収入の無限性である。何故、商業や貿易、即ち流通段階での課税は、租税の増収をもたらすのか。仮令ハ、爰ニ一村アリ、年々土地ヨリ生ズル所ノ物、千金ノ値アリ、其ノ物ニテ種々ノ品物ヲ製造スル時ハ、必ズ二千金ノ値トナルベシ。次ニ又其ノ品物ヲ他邦ニ運送シテ、有無貿易スル時ハ、其ノ利ヲ合テ必ズ三千金トナルベシ。初メ其ノ物ヲ地ヨリ取りシハ、農ノ力ニシテ、次に製造して品物トナスハ工ノ業、又其ノ次ニ運送シテ貿易スルハ商ノ業ナリ。故ニ均シク十分一ノ運上ニテモ、農ヨリ之ヲ収ムレバ百金、工ヨリ之ヲ収ムレバ二百金、商ヨリ収ムレバ三百金トナルナリ。

(2) 既往の「農商弁」研究

この議論について、既往の研究で種々批評がなされている。住谷悦治は、次のように理解する(3)。

かくのごとき商業讃抑の思想は、農業を基礎とした封建制の胎内より資本主義的生産機構の前提的諸条件——商業資本の蓄積、商品市場の拡大、農民の貧困化と自由労働者への脱走等——が成熟助長されつつある事実を学問的に反映するものであり、しかも新しき資本主義的生産が未だその固有の形態にまで発展せずして、この内在的動向に対し封建的形態の外衣を纏うているものであるということができよう。

要するに、単純商品生産を基礎とした商品流通は拡大するが、ブルジョア的生産様式は未成熟である、という経済状態を反映した議論だ、というのである。

また、大島清らは、その議論の内容に立ち入って、経済理論としての面から吟味を加えている(4)。

要するに加工度を高め、また流通過程を経ることによって、付加価値が増加すると考えているようである。それはまだわかるとしても、農業のばあいは生産価格が一、〇〇〇なのだからたとえば付加価値は五〇〇であろう。工業では一、〇〇〇が原材料費だから、付加価値は一、〇〇〇であり、商業も同様である。そこに一割の課税をして、どうして商業のみから三〇〇がとれるのか、いささか腑に落ちないが、神田もここで別にそう厳密に理論的に問題を処理しようとしたわけではないかもしれないことはたしかである。いづれにせよかれのばあいは、まだ国民経済の再生産的循環といった知識がまったくないことはたしかである。だから工業とか商業とかいっても、それがどのような形で市場を拡大し、農業にたいしてもその生産性の上昇をうながすのかといった点の考察は完全に欠落している。ここではただ農産物の加工と売買が総価格の増大をもたらすという常識的な事実が平面的に前提されているにすぎないのである。

大島らの批評で「腑におちない」点は、神田が付加価値に対し課税しようとしていたと、大島らが考えていることがある。そうであれば、収税額は、農業はさておき、商業の三〇〇のみならず、工業も一〇〇のはずで、二〇〇ではおかしい。それでは神田の議論全体がおかしいことになるので、神田が課税対象としているのは、付加価値ではなく、総価格であるとみた方がよからう。つまり、神田は、農業や工業といった生産段階に課税する直接税ではなく、付加価値が増し総価格が極大となった流通段階で課税する間接税こそ、ベストな収税方法だと考えていたのである。

(3) 「農商弁」の問題点

こうした「農商弁」の議論には、二つの問題点がある。一つは、後年の翻訳「経済小学」で「直税間税ノ利害ヲ比較セハ、明智ノ人ハカナラス直税ノ勝レルヲ証スヘシ。」(5)と述べていることとの論理的整合性である。地租改正の提議にあたって、これがどう処理されているのか、留意しておきたい。

もう一つは、理論モデルとは言え、農産物が全て商品化し、しかもそれが全て工業原料となり、しかも農産加工品のみが流通すると考えていることである。たしかに、これは、大島らが指摘するように、「国民経済の再生産的循環」を神田が理解していないことを示していると言えよう。それ以上に注目すべきは、神田が全生産物が商品化されている、完全なる市場経済を理論モデルとして提示していることである。これは、単に理論モデルにとどまらず、この時点でも収税方法の抜本的変更の論拠となり、さらに後年の地租改正提議では土地の完全なる商品化の想定として再登場してくる。この著しく経済実態との懸隔をもつ完全市場経済の理論的想定を前提として税制改革が実施された場合、いったい如何なる経済的結果が招来されるのか、これもまた留意しておかねばなるまい。

(4) 「農商弁」の中核的論点と経世論批判

これらの問題点をはらんでいゝるもの、否、それ故にと言ふべきだろが、神田の提言は、当時にあつては、まさしく画期的なものであつたと言えよう。その画期性は、神田自身よく自覚し、自説のセールス・ポイントとして、前面で押し出されている。それが③の利の主張である。

③の利は、農業の無税化↓農業の発展↓物価の下落↓商工業の発展というシエーマであり、これがこの論策の中核的論点をなす。それを強調して、こう付言している。

商法ニテ国ヲ立ルトイヘバ、早合点ニテ考フレバ、ドウヤラ農ヲ廢スルカト思フ人モアルベケレドモ中々左ニアラズ、農稅ヲ取ラズ、農ヲ使テ益々盛ナラシムル法ナリ、返スガヘスモ了簡違アルベカラズ。

この立場から、既往の經世論を次のように批判する。

当時經濟ノ說亦多シ、大抵農ノ租稅ヲ益シ、商ヨリ新ニ借り、又ハ旧借ヲ返サズ、兵士ノ祿ヲ減ジ、貨幣ヲ改造スル等ニ過ギズ。農稅ヲ益シ、商ヨリ借りナドスレバ、下ノ怨ヲ取り、兵士ノ祿ヲ減ズレバ武備弛ミ、貨幣ヲ改造スレバ、物価平カナラズ、此等ハ皆行フテ弊アルコトニテ拙ナル者ナリ、論ズルニ足ラズ。既往の經世論の多くは、(イ)貢租増徴、(ロ)大名貸への依存、(ハ)家臣の俸祿削減、(ニ)貨幣改鑄であり、(イ)・(ロ)は民衆との対立、(ハ)は軍備の弱体化、(ニ)は物価の騰貴をまねくなどの弊害をとまなうという。

(5) 危機のシナリオ

この主張を、農業立国の以下の三害を挙げて補強する。

- ①農ヨリ租稅ヲ収ムルヲ以テ、余程肥腴ノ地ニ非ザレバ、勤メ耕スト云ヘドモ、利潤少シ。故ニ山野日ニ荒廢シ、物価日ニ高直ニ成行キ、農工商俱ニ衰へ、国モ亦之ニ從テ衰フ
- ②元來地力ハ、限リアル者ナリ、地力ニ限リアル故ニ産物ニ限リアリ、産物ニ限リアル故ニ租稅ニ限リアリ。然ルニ世ノ中ノ

事ハ、次第次第第二事繁ク成行ク者ナレバ、之ニ隨テ費用ノ増加スルコト限リナシ、夫レ費用ノ増加スルニ限ナクシテ、租稅ニ限リアリ、其ノ勢貧窮ニ至ラザルコトヲ得ズ、是レ当然ノ理ナリ。是ノ故ニ必ズシモ奢ラズ、下必シモ怠ラズト雖モ、上下俱ニ衰微ヲ免レズ、

③商ハ元ヨリ富ムベキ者ナリ、故ニ外国貿易ノ事起ラザル前ヨリ既ニ商人ノ權強シ。況ヤ貿易開ケントスル時二当テ、猶ホ何日迄モ旧來ノ農法ヲ固執セバ、農民ハ次第第二商人トナリ、田野次第第二荒廢シ、国家ノ經濟次第第二窮蹙シ、海陸武備次第第二弛緩シ、而シテ商ノミ日ニ外人ト親シミ、利權ヲ擅ニシ、勢威日ニ張皇ニ至ルベシ。一旦非常ノ事アレバ、其ノ害測ルベカラズ、①の害は、農業への課税↓農業の衰退↓物価の騰貴↓農工商↓經濟全体の衰退↓国の衰退という、經濟破綻のシナリオである。

②の害は、地力の限界に由来する収税の限界である。ここでは、歴史の展開↓社会の複雑化↓財政の膨張を必然的な過程とみる、一種の發達史観に、神田が立っていることがわかる。そして、この立場から、収税に限界がある以上、領主財政の悪化と農民の窮乏は、領主・農民双方の姿勢や努力といった主体的事情の如何にかかわらない、不可避的におこる客観的な構造的矛盾の所産と理解している。これは、危機の究極的打開策を主体の変革に求める儒学的発想の大勢と、神田がすでに決別していることを示していると言えよう。

③の害は、農業への課税↓農民の商人化↓農業の衰退↓財政の悪化↓軍備の弱体化↓外国人と癒着した商人による經濟的利権の独占↓国家非常時における危機的事態の招来という、政治危機のシナリオである。

(6) 商業立国論の背景——風土比較論

かかる商業立国(課税)論をとるにいたった背景には、①東西の風土比較論と、②近世国家の内外政策が閉塞状況にあるとする現状認識、そして③東西の政治比較論がある。

東方諸国⇨農業立国⇨貧窮、西洋諸国⇨商業立国⇨富裕という差異を生ずる由来を、東西の風土の違いから説明しようとしている。

西洋諸国は、瘠地なるが故に貿易に向かい、富裕になったとする。西洋諸国地質一様ナラズト雖ドモ、大抵瘠土ニシテ、殊ニ和蘭、英吉利ノ如キハ、寒国ナルヲ以テ、地ヨリ産スル所ノ物、至テ少シ。少レドモ方今ノ如ク、強大富盛ニ至リタルハ、多年ノ間力を尽シテ貿易ヲ勤ムルニ依リ。若シ西洋諸国ニテ、農ヲ以テ国ヲ立シナラバ、其ノ国夙ニ自滅スベシ。

一方、東方諸国は、肥沃な土地に依存して工業や商業を発達させず、そのため有限な地力が減衰し、無限の利をもたらず貿易に依拠する西洋諸国に後れをとるにいたったとみる。

東方諸国ハ、地質肥エ物産多キヲ以テ工商ノ業ヲ専ニセズト雖ドモ、自滅マデニハ至ラザレドモ、前ニモ云ヘル如ク、交易ノ利ハ限ナク、農業ノ利ハ限アル者ナリ。左レバ有限ハ無限ニ勝タヌ道理ニシテ、元来肥土ノ国ナレドモ、遂ニ瘠土ノ民ニ悔ラザルニ至ルベシ、誠ニ歎息ニタヘザル事ナリ。

この東西風土比較論は、風土上の条件に対する姿勢の差異——依存か克服か——に比較の根拠を求めている点で、単なる風土論と看做すわけにはいくまい。構造を变革する作爲にこそ繁栄の根拠を見出していることは、経世論的思惟の帰結の一つのあり方を示しているとも言えよう。

(7) 商業立国論の背景——現状認識

神田の議論は、次のような現状認識にも裏付けられている。

当今ノ勢ヲ見ルニ、武備ハ元ヨリ急務ナリ。然レドモ、其ノ武備ヲ整ントスレバ、費用ヲ民ヨリ取ラザルコトヲ得ズ、民ヨリ之ヲ取レバ、民怨ミ内乱ノ恐レアリ、又民心ヲ収メントスレバ、取立ヲ緩カニ為サルベカラズ、取立方ヲ緩カニスレバ、武備ヲ整フベキ方略ナシ、故ニ武備ヲ整フルト民心ヲ収ムルトハ勢ヒ枯槁ノ如ク、遂ニ両全スベカラズ。国ニ此ノ如キノ弊アルハ、

敵ニ乗ルベキ隙ヲ与フルナリ。

外臣⇨軍備の強化⇨貢租の増徴⇨内乱と、民心の収攬⇨貢租徴収の緩和⇨軍備の弱体化⇨列強による侵略という、「両全スベカラ」ざる二つのシナリオに、近世国家が呪縛されていたことは、阿部正弘幕閣における異国船打払令復活の可否をめぐる評議や、ペリーの開国要求への対策をめぐる論議のうちに、再三見出すことができ(6)。そこでは、まだ多分にオブラートに包んだ形で論じられていたが、神田はそれを極めてクリアーな形で開示してみせたのである。

(8) 商業立国論の背景——政治比較論

さらに、神田は東西の政治を、いづれが真の「仁政」か、という視点から比較していく。

そこでは、まずイギリスのインド支配が次のように描き出される。英吉利人ノ天竺ヲ取り、其ノ政ヲ為ス様子ヲ察スルニ、租税ハ一取ラズ、只専ラニ其ノ産物ヲ買ヒ、貿易ノ資トナシ、且他邦ノ船ノ至ル者ヨリ、運上ヲ収ムルノミ。又天竺人ヲ使役スルガ如キモ、若干ノ雇金ヲ与エ、当人承知ノ上ナラデハ、之ヲ使フコトナシ。

この出所不明の、いささかあやしいイギリスのインド支配像は、西洋諸国の政治像へと拡張されていく。

其他英吉利ニ限ラズ、何国ニテモ下民ヲ取扱フコト極メテ温厚ナリ。(中略)当時西洋ニテハ、商法ニテ国ヲ立ルヲ以テ、末代永久ニ至ル迄農民ヨリ租税ヲ取ルコトナシ。

ここまできると、神田の西洋知識も、かなりあやしくなる。もっとも、それは、次なる東西の「仁政」比較論を組み立てるためのものであった。

我邦漢土等ハ、仁政ヲ以テ租税ヲ免スナリ。西洋人ハ利ヲ以テ租税ヲ取ラザルナリ。仁ト利トハ元ヨリ同日ノ論ニアラズ。然レドモ、農民ノ其ノ恵ミヲ蒙ルニ至テハ、一年ト永久ト、万々

同ジカラザル者アリ、我邦及漢土等ニテハ、仁政ノ名アリト雖ドモ、深ク其ノ本ヲ推セハ、却テ西洋商法ニ仁政ノ実アルニ如カズ。

年毎に貢租減免の措置をとる、日本や中国などの「仁政」よりも、農民に課税しない西洋諸国の政治の方が、真の「仁政」だとし、「和漢古聖人ノ法ハ方今西洋商人ノ法ニ若カズ」とまで言い切るのである。もっとも、「聖人」が現在に臨めば、「必ず時ニ依リ変ニ從ヒ、至大至仁ノ政ヲ立」てるはずだとし、それが自分の商業立国（＝課税）論であると示唆している。

(9) 幕府の貿易政策への批判

神田の筆鋒は、貿易に消極的な幕府へと向けられていく。

官府ニテ、航海貿易モ兎角ニ好マセラレザルヨリ、英吉利和蘭ノ官吏等寄合セシ時、其ノ内一人、日本ハ、此ノ如キ体タラクニテ、行末ハ如何成行ベキヤト云ヒシニ、銘々入札スベシト云ヒテ、ヤガテ紙片ニ各異見ヲ記シ出シタルニ、兩人共同説ニテ何レモ肥前カ、薩摩ノ内ニテ、程ナク大権ヲ握ルベシト云ヒシトゾ、亦以テ異情ノ一端ヲ見ルベシ。

イギリスとオランダの外交官の意見が、幕府から肥前ないし薩摩藩への政権交代を必至とみる点が一致したとの情報を紹介して、貿易に対する姿勢を政治的消長のバロメーターとするのが、西洋人の政治観だと説く。それにしても、久世・安藤幕閣が公武合体政策をすすめていた文久元年の時点で、その学識をもって幕府に仕えていた神田が、かかる議論を展開していることは注目に値いしよう。

(10) 論策の出立点——対外的危機感

内外政策を内乱と外寇のアンチノミーから解き放つには商業立国（＝課税）論の外にはないと思いきわめ、「聖人」も幕閣も眼中にないかの如き議論を展開するにあたっては、もちろん若さ（三二歳）も幾分か手伝っているようだが、何よりも対外的危機感が

働いていたと思われる。それは、この論策の結論に如実にあらわれている。

右ノ通ノ訳合ナレバ、方今国家ノ安全ヲ求メンニハ、何卒旧制ヲ一変シ、農稅ヲ次第二省キ、工商ヲ次第二盛ニシ、貿易ヲ四方ニ出テ行フコトヲ主トスベシ。左スレバ、土地自ラ開ケ、人心自ラ服シ、收入自ラ増シ、武備自ラ整ヒ、上下自ラ富ミ、國勢自ラ一振スベシ。若シ左モナクテ何日迄モ旧制ニ泥ミ、農ヲ以テ立タル國ヲ守ルトキハ、事端日ニ滋ク、費用日ニ加ハリ、聚斂日ニ行ハレ、民心日ニ散ジ、國人ヲ使テ、日ニ外國ヲ慕フノ心ヲ生ゼシメ、国内既ニ土崩ノ勢成リ、外國亦益乗ルベキノ弊ヲ得バ、如何ニ明君賢相アリテ、日夜勤メテ政を行フト雖ドモ、其ノ國ノ亡ビザル者ハ未ダ之レアラザルナリ。

かならずしも内乱にまではいたらなくとも、民心の離反が外寇を招来し、亡国にいたることを、最も怖れている。亡国を防ぐ方策の根幹は民心の収攬であり、内外政策はその上に組立てられるべきだということである。

(二) 維新後の国家経綸論議

(1) 「日本国当今急務五ヶ条ノ事」

「農商弁」の出立点にみられた発想は、維新後も、国家の経綸をめぐる神田の議論の中に継承されていたとみられる。一八六八（慶応四）年四月に、『中外新聞』第一二号に公表した提言「日本国当今急務五ヶ条ノ事」(7)に、それが看取できよう。

一我日本ハ永久独立國タルベシ、決シテ他國ノ付屬トナル可カラズ。

二我日本ヲ使テ独立セシメント欲セバ、宜ク相応セル國力ヲ起サザルベカラズ。

三右國力ヲ起サント欲セバ、日本國中一致セザル可ラズ。

四日本国中ヲ使テ一致セシメント欲セバ、宜ク国人ヲ使テ悉ク政府ノ政ニ従ハシムベシ。

五人人ヲ使テ政府ノ政ニ従ハシメント欲セバ、政府ニ於テ日本國中の衆説ヲ採ルベシ。決シテ一方ノ説ニ泥ムベカラズ。

右五ヶ条西洋国法学ノ大綱領ニ基ツキテ、我国当今ノ急務ヲ揭示スルモノナリ。

戊辰四月

江戸開成所 神田孝平識

①「独立国」の地位の保全を国家の第一目標とし、そのための方策として、②「国力」の振起、③「国中一致」の確保、④全「国人」の「政府ノ政」への服従、⑤「国中の衆説」の採用を列挙している。②以下の方策は、②のためには③が必要という具合に、順次、目的と手段の連鎖をなしている。ここでは、民心を収攬できる政策内容と求めた「農商弁」の発想から歩を進め、そうした政策内容を実現するために、政策決定にあたって「衆説」の採用が必要だと主張するにいたっている。

(2) 「江戸市中改革仕方案」

これを政治的文脈としての「公議政体」論に密着させて理解するのは、当を得まい。ただし、同じ四月に、『中外新聞』第一八号に公表した提案「江戸市中改革仕方案」⁽⁸⁾が一証左となろう。

その趣旨は以下のとおりである。

幕府倒壊により、「江戸ハ元來日本國中諸大名輻湊ノ地ナリシ所、時勢一変シ、今ハ復昔ノ如クナラス、(中略)眼前此儘ニテハ立チ行キ難キ姿」になっており、次のような内容の市政改革が必要である。

抑其改革ノ趣意ハ、第一江戸中ノ智恵ト力トヲ集ムルヲ肝要トス。コレヲ集ムルノ法ハ、総代会議ノ法ヲ設クルニ在リ。今試ニ其法ヲ論セハ、先江戸市中ヲ廿組程ニ分チ、各組ノ中ニ二地面持ハカリ相集リ、入札ノ法ニテ誠実才能アル者二人ヲ選ミ、是ヲ組中ノ総代トシテ、奉行所ニ差出スヘシ。左スレハ奉行所

ニハ(中略)一大席ヲ設ケテ集会セシム可シ。次ニ會議ノ法スベテ奉行ノ有意ニテモ、総代人ノ中ヨリ申出シタル事ニテモ、又ハ市中ノ者ヨリ申立ル事ニテモ、一応必ズ奉行ノ手ヨリ総代会議ニ渡シテ其評議ニ懸ケ、一統承知ノ趣、評決連印ノ上ニ非ザレバ、之ヲ市中ニ施行フヘカラス。且ツ何事ニヨラス、會議ニテ可然ト評決セハ、先例無キ事ニテモ之ヲ行フヘシ。又然ル可ラスト評決セハ、仮令ヒ旧來ノ仕来リト雖モ直ニ之ヲ廃止スヘシ。

「江戸中ノ智恵ト力トヲ集」めるために、総代会議を創設する。総代は地主の互選で選出されるが、「人材ヲ第一トシ、地面ヲ持タヌ者ニテモ苦シ」くない。奉行・総代・一般市民の、いずれの提案であっても、総代会議の評決で承認しなければ実施できず、またこの會議の決定は何事によらず実施しなければならない。

総代会議は、奉行に対する理事機関として措置されている。この提案は、後年の民会開設推進論者としその神田の起点をなすとともに、先の「衆説」採用論を、江戸市政という場でシステムとして具体化したものであると言えよう。しかも、具体化のプロセスで、「衆説」の地位は、単にその採用を要するというレベルから、それに政策決定権を付与するところへと引き上げられているのである。

(3) 維新後の経論議議の性格

このような展開をみると、神田の「衆説」採用論は、維新政権のヘゲモニーを争う一つの立場と適合的な政治的主張としての「公議政体」論に連らなる議論というよりは、「公議政体」論もまたその土壌があってこそ立論可能となる、該期における国家統治上の要請に直截由来するものとみた方がよからう。その要請とは、内乱か、さもなくば外寇を惹起せざるにおかない、前述した政策上のアンチノミーからの脱却である。脱却への模索は、阿部正弘幕閣下の「四民共力」論に、その端緒を見出せよう⁽⁹⁾。「農商弁」から

ここにいたる神田の政策的提言もまた、この統治能力上の課題を推進動機としてなされてきたとみられる。

これは、まさしくテクノクラートの発想であり、そうした発想からの提言を行なっていたが故に、維新政権への出仕もまた可能となったのであろう。

二 地租改正の提議

(一) 「税法改革ノ議」

(1) 地価課税の提案

維新政権に出仕した神田孝平の事蹟の筆頭は、あらためて言うまでもなからうが、地租改正を提議したことである。

一八六九(明治二)年四月、神田は、公議所で「税法改革ノ議」(10)を提案した。

旧来ノ税法ヲ廃シ、田地売買ヲ許シ、其沽券直段ニ準シテ租税ヲ収メシメハ如何。

維新政権は、近世の貢租徴収体系を「旧慣」としてしばらく継続する方針をとっていた(11)。この方針は、①旧制の単純なる継続ではなく、②当初からその改革を含蓄していたとみられるが、③それをどう改革するかについては爾後の検討課題となっていたと言えよう。

神田は、いち早く、この課題に取り組み、当時としてはきわめて斬新な提案を行なったのである。①従来の税制を廃止し、②田畑永代売買禁制の規範下にあった田地の売買を許可し、③地価(「沽券直段」)に定率課税してはどうか、というのである。

(2) 提案のメリット

神田は、この提案のメリットを、以下のように、列挙している。

右ノ法ニスレハ、是マテ煩ハシキ上中下田ノ別、石盛并検見ナト云コトニ及ハス、検地モ要用ニアラス、田畑山野市井村落等一切地税一律ニ帰シ悉ク金納タルヘシ。(中略)此法ヲ行ヘハ、其益測ル可ラス、第一農民ノ煩勞少ナク、運送ノ費ナク、破船ノ患ナク、吏胥姦ヲ為スコトヲ得ス。若シ姦ヲ為セハ、長官坐ナカラ簿書ヲ案シテ之ヲ糺スコトヲ得ヘシ。詰マリ民ヨリ出テシタケ悉ク官ニ収マリ、途中ニテ減耗タ、ス。且年々ノ収入ニ大増減ナケレハ政府ニテ翌年ノ費用ヲ預メ算定スルコトヲ得ヘシ。是最モ国政ノ要件ナリ。

①検地・石盛(12)、検見が不要になる。②全ての地種に対する課税単一の税法で行ない得る。③「地税」が悉皆金納となる。④納税に伴う農民の負担が軽減される。⑤現物輸送に伴う運送費や途中の損失がなくなる。⑥姦吏による不正行為を防止できる。⑦「最も国政ノ要件」である予算制度の導入が可能となる。

要するに、メリットは二つある。

第一に、徴税に伴う労力と経費、損失などを大幅に軽減し、「民ヨリ出テシタケ悉ク官ニ収マリ、途中ニテ減耗」することを防ぎ、納税実額と国庫収入の差異を極少にできる。

第二に、悉皆金納で、しかも安定した税収が得られ、予算制度の導入が可能になる。

(3) 公議所での諸提案との比較——森 有礼

この神田提案の画期性は、公議所における他の議論と比較すると、明白となる。

例えば、後年、神田と同様、明六社同人となる森有礼は、明治二年三月「租税之議」(13)を提出し、①「以来収租ノ議ハ米納金納其便宜ニ従ヒ、勝手次第、其収メ人ノ意ニ任ス可キ事」、②「以来定額租税ノ外、新規租税取立ノ儀ハ、公議所ノ公議ヲ経ル向キハ、可為厳禁事」、③「右定額増減ノ儀モ、同断ノ事」の、三項目を提案している。

米納か金納かの選択を納税者の選択に委ねるといふのは、石高制の決定を「公議所ノ公議」に委ねたことにも、租税共議權思想の影響を看取できるよう。とはいえ、近世以来の貢租徴収体系を根幹から変革しようとする神田提案に比較した場合、より微温的な変更、修正の域にとどまっていることもまた明らかだろう。

(4) 公議所での諸提案との比較——加藤弘之

旧幕以来の同僚であり、明六社同人で、神田とは終生の友人となる加藤弘之も、明治二年四月、「田地町地面勝手ニ売買ノ議」(14)を提出し、①「田地町地面共是迄表向売買ト申事ナク、皆譲渡ト申名義ナレ共、以来ハ右表向売買ト申事、被差許可然事。」、②「親王公卿諸侯以下士大夫ニテモ同様、田地町地面ヲ買求候義、被差許可然事。拜領屋敷ニテモ、売買勝手次第ノ法、被為立可然事。」、③「此制度被為定候上ハ、悉ク年貢取立ニテ可然事。」の、三項目を提案している。

土地売買の解禁という出発点は、神田提案と同様だが、神田のようにならざるに税制改革へ連動させるのではなく、土地売買に関する身分的規制の解除、すなわち身分制改革の方向へと展開している。これは、加藤と神田の関心の相違、すなわち神田のような経済や財政の面から国政を考えようとする発想が加藤には乏しいことと関係があらう。

(5) 公議所での諸提案との比較——麻生弼吉

明治二年五月には、麻生弼吉が、「商税ヲ増シ、農税ヲ減スルノ議」(15)と「商税及ヒ港税ヲ増スルノ議」(16)を提案している。後者は前者の補足提案であり、その税制改革案の目的は、次のように、前者で表明されている。

農民ハ減セシムヘカラス、人民ハ不学ニ陥ルヘカラス、又大ニ窮セシムヘカラス、若シ農民減シ田圃荒スルハ、五穀不足シテ、飢窮ノ難アリ、不学ニ陥ル、悻ハ、人倫ノ道ヲ失ヒ、遂ニ

不義不孝ヲナスモノ、少ナカラス。(中略)然リト雖モ、貢税此儘ニシテ、農民ヲ教育シ、學術ヲ知ラシメハ、農ヲ止メ士トナリ商トナリ、或ハ他ニ変スルモノ多クシテ、荒蕪ノ地ヲ増スニ至ルヘシ、如何トナレハ、田圃ノ税重クシテ、士商ニ比スレハ其勞十倍ニシテ、常ニ廉食ヲ食ヒ弊衣ヲ著シ、日夜辛苦シテ、漸ク凍餓ノ患ヲ免ルヘシ、実ニ哀愍スヘキモノナリ。故ニ商税ヲ増シ、農税ヲ減セハ逸勞平均シテ、自カヲ農民繁盛ニ至ル、期シテ待ツヘシ、是命セスシテ、農ヲ勸メ、荒蕪ヲ開拓シ物産ヲ増加スルノ策ニシテ、国富ミ財足ルヲ、自然ノ理ナリ。

社会秩序の保全のために、農民の教育が必要だが、教育を施せば、税負担・労働・生活を「士商」と比較して、離農することは必ずである。「商税」を増税し、「農税」を減税すれば、離農を防止し、勸農の効果を期待できる、というのである。神田の「農商弁」とは、「農税」の無税か減税かの相違はあるが、その勸農効果への期待という点では共通する。しかし農民教育と関連づけたところは、麻生独自の論点である。

「商税」の中身については、第二の提案で、次のように、やや具体的に論じている。

税銀ハ固ヨリ其産業ニ従ツテ、厚薄アルベシ。呉服物酒燭艸茶玩器妓楼料理店劇場等ハ、皆重税ナルベシ。穀類書籍其他必用ノモノハ、薄税ナルベシ。港税ニ至テハ、船ノ大小及ヒ碇泊中ノ日数ニ従テ、税銀アルベシ。右等ノ税銀皆年限ヲ定メ次第ニ増スベシ。

このように、「商税」を増税していくと、物価騰貴をもたらす危険がある。

税銀増ス悻ハ、物価騰貴スルハ、自然ノ理ナリ。然レモ奢侈ノモノニシテ、飢渴ノ難アラサルモノハ其ノ価騰貴スト雖モ、固ヨリ憂患スルニ、足ラサルヲ歎ト奉存候。

この危険があったればこそ、奢侈品と生活必需品とを区別して、前者に重税を課する方針をとることにし、それらの価格が騰貴して

も構わないというのである。こうした危惧や対策も、神田の「農商弁」にはみられないものである。もっとも、物価の高低が品目別の税額の軽重に照応するという想定を裏付ける経済論が、麻生によって展開されているわけではない。

一方、「農税」の方は、ただ単に減税するというだけで、その税制の仕組みを改革しようという発想はみられない。この点は、神田提案には全く及ばない。

神田提案と麻生提案を総体として比較した場合、奇妙なことに、勤農効果を重視する政策論の次元では、麻生の方が「農商弁」の発想に近いことに気づかされる。神田提案では、後述するように、「農税」について、その無税化はもとより、減税さえ考慮の外にある。それでは、「農商弁」と神田提案が全く断絶したものかと言えは、そうではなからう。地価課税という提案の背後にある経済認識は、やはり過大評価とも言うべき、市場経済化の想定であり、提案ではそれが土地の商品化という形をとって横たわっているのである。それは、明治二年の提案では示唆されるにとどまっているが、翌年の再提案では、後述の如く、明言されている。

(6) 公議所での諸提案との比較——近藤門造

しかし、こうした神田提案の発想とは、正反対の考え方も存在する。神田のものと同じ四月、近藤門造は、「禁止田地売買之議」(17)を提出し、次のように論じている。

民ハ公田ヲ耕シ、租税ヲ収メ、其余粟ヲ以テ、吾口ニ給スルハ、本業ナリ。今ヤ民公田ヲ私ニシ、質地或ハ讓地ト号シ、全ク売地ニ致シタル分ハ、豪農富商ノ為メニ掠奪セラレ、小民ハ其田ヲ借作シテ、租税ヲ両端ニ収メ、生活ノ道益、乏キニ至ラン。元來公田ヲ私ニ売買スルノ理ハ、之レ有マジ、御維新ノ秋ニ當リ、断然此弊ヲ禁止スル方可然哉ト奉存候。

土地「公田」論の立場から、田地売買の完全禁止を求めたものである。この立場からすれば、神田や加藤の提案は論外ということ

にならう。

公議所でのこれらの諸提案との比較を通じて、神田の提案が何に頭抜きん出たものであったかが、明らかになったと思う。

(7) 地価の決定方法

そこで、以下において、神田提案の内容に吟味を加えていくことにしよう。

まずは、地価の決定方法である。

沽券ニハ役所ノ割印ヲ押スヘシ。中ニハ税ヲ減セントテ沽券直段ヲ下ケル者モアラン。故ニ之ヲ防クノ法先ツ一法ヲ立テ、元直段高価ニ買ハント云者アラハ之ヲ売ルヘシ、之ヲ売ルコトヲ好マサレハ付直段通りニ沽券ヲ改メ、且ツ付ケタル者ニ金高ノ五分ヲ与ヘテ断リヲ云ハレムヘシ。

田地の売買にあたって売主から買主に与える沽券(売券)には、当然、地目とその売買価格(地価)、当事者双方の名が明記されている。しかも、町村役人が売買事実を確認して沽券に証印することも行なわれていた。神田は、そこに着眼して、沽券すべてに役所での証印を義務づけ、そこで把握される地価に課税しようというのである。

(8) 提案の問題点——地価課税

ここには幾つかの問題がはらまれている。

第一に、元來、沽券は売買行為に伴って作成される文書であるから、①すべての田地が売買行為を経て現在の所持者によって取得されており、しかも②その際、かならず沽券が作成されている、との前提に立たない限り、沽券すべてに役所での証印を義務づけることで、すべての田地の地面を把握することはできないはずである。沽券に地価への課税という提案にとって、根幹にかかわる問題について、明快な形での言及は、ここではなされていない。

(9) 提案の問題点——地価の申告

もっとも、地価を申告させるところからみて、新税制の施行時に、はじめて沽券を作成するケースも想定していたのかもしれない。ところが、この申告方式が第二の問題を惹起する。すなわち、税負担軽減のため「不当」に低く地価を申告するケースがあり得る。

神田は、売却強制をもって、その対策とする。すなわち、申告地価より高い価格での買収希望者が出現した場合、地価をその買収希望価格に改めた上、現在の所持者は、①その新地価で買収希望者に売却するか、それとも②新地価の五分を買収希望者に支払って売却を拒否するか、いずれかを選択しなければならないようにする、というのである。

(10) 提案の問題点——「不当」地価の認定

仮に、こうした売却強制で申告方式の難点を解決できるとしても、そもそも、申告された地価を「不当」と看做す基準は何か、という第三の問題が残る。

これは、以下の税率決定方法と密接に関連していよう。今之ヲ行ハンニハ先ツ其地二三十年間ノ平均物成高ヲ、方今ノ相場ニ積リテ、金ニ直シ、次ニ其地ノ沽券直段ノ惣金高ヲ求め、之ニ前ノ物成高ヲ割付クレハ、即チ其税額ヲ知ルコトヲ得ヘシ。

つまり、「其地」の税率は、次の式(a)によって得られる。

$$\text{本荘田田額} \div \text{本荘田額} = \text{税率} \dots\dots\dots (a)$$

当然、新税額は次の式(b)によって得られる。

$$\text{本荘田額} \times \text{税率} = \text{新税額} \dots\dots\dots (b)$$

右の両式を合成すると、次の式(c)が成り立つ。

$$\text{本荘田額} \times \frac{\text{平均買田額}}{\text{本荘田額}} = \text{新税額} \dots\dots\dots (c)$$

これは、結局、次の等式(d)となる。

本荘田田額 = 新税額 \dots\dots\dots (d)

要するに、新税額が従来の貢租額と変わらないように、税率は決定されるわけである。

(11) 提案の問題点——税率の差異

そうなると、税率が「其地」によってまちまちでよいのか、という第四の問題が浮上してくる。しかし、税率の差異は、地価を操作すれば、解消できよう。この辺に、申告された地価を「不当」と看做す基準の所在が示唆されていると考えるのは、あながち邪推とは言えないではなからうか。

(12) 提案の問題点——税率決定の単位

それにしても、「其地」とは一体何か。これが第五の問題である。町村、府藩県、国郡のいずれか、あるいはそれらとは全く別個に新しい徴税区域を設定するのか。神田は、「其地」の中心については、何ら説明していない。

しかし、この提案は、公議所での「郡県・封建」をめぐる「国体」論議（明治二年五月）⁽¹⁸⁾や、版籍奉還の一般聴許（同年六月）に先行するもの（同年四月）であり、現存する府藩県という地方統治の枠組を前提となされてきたとみるべきだろう。とすれば、「其地」とは、府藩県か、その徴税単位をなす町村、すなわち村請制町村⁽¹⁹⁾の、いずれかとなる。近世以来の地方統治の枠組が基本的に継続されているという条件の下で、納税者サイドに税率の差異に反発がまずもって生ずるとすれば、府藩県相互間のそれではなく、町村相互間のそれであろう。また、税率の統一ないし近似化のために、「其地」相互間で行なわれるであろう地価操作も、あまり大幅なものは、かえって納税者サイドの反発をまねくし、先の競売処分の方法では困難であろう。以上を勘案すると、神田の「其地」とは村請制町村が最も適合的なものであると言えよう。

(13) 提案の問題点——売却強制の法的根拠

ところで、先の売却強制だが、国家がかかる強制処分を行ない得る法的根拠は何か、という第六の問題がそこにある。もちろん、課税対象額を不当申告した脱税者に対する財産処分が税法上妥当なものであることは論を俟たないが、ここでの問題はより根源的な次元のものである。すなわち、強制処分という、あからさまな所有権に対する制限措置さえ効じ得る、国家の有する徴税権の法的根拠は何か、という問題である。これは、課税額が平均貢租額と変らぬように、国家が税率を一方的に決定し得る法的根の問題とも関連している。この問題は、地租改正とその所産たる改租地租の法的性格の根本にかかわるものであり既に別途に検討しておいたところである(20)。ここでは、地租改正を發議した、この神田提案において、右の法理上の根本問題に、何らの言及もみられないことだけを、確認しておくにとどめておこう。

(二) 「田税改革議」

(1) 再提案の特徴

神田は、一八七〇(明治三)年六月、「田税改革議」(21)において、明治二年の提案を再度提議している。ここでは、①従来の貢租徴収体系の弊害と提案のメリットについて詳論するとともに、②地価課税の方法を修正しつつより具体化する一方、③地価課税案への批判に反論をくわえている。

(2) 旧制の特徴と弊害

まず冒頭で、従来の貢租徴収体系を、次のように特徴づける。
竊ニ案スルニ、我邦従来田稅ノ法ハ、地ノ広狭ト肥瘠トヲ計リ且ツ歳ノ豊凶ヲ察シ、生スル所ノ者何ニ限ラス総テ米ニテ納ムルナリ。

その特徴として、①検地、②石盛、③検見、④米納の四点が挙げられている。そして、「此件々皆其弊アリ。」として、それぞれについて、その弊害を詳論している。就中、「米納ノ弊亦頗甚シ。」と、米納の弊害を強調し、とりわけ予算が立たないことを最大の弊害だと指摘している。

官既ニ貢米ヲ収メ、復之ヲ売テ金ニ代ヘ、以テ万機ノ費用ニ供スルコトナレハ、米価ノ高下ニ從テ政府ノ用途盈縮定マラス。就テハ翌年ノ經濟ヲ今年ヨリ予算スルコト能ハス。俗ニ所謂成行次第ナリ。是等ハ弊害ノ最モ大ナル者カ。

こうした旧制の特徴と弊害についての議論は、より詳しくはなっていないが、最初の提案と比較して、とりたてて新味があるわけではない。

(3) 提案の修正——売却拒否代償額の引き上げ

再提案にあたって、最初の提案に、若干の修正と追加がなされている。

修正点の一つは、最初の提案では、売却拒否の代償として買収希望者に対して、買収希望価格の五分を支払うとしていたのを、次のように、一割に引き上げていることである。

売ルコトヲ欲セサレハ付直段通りニ沽券直段ヲ改メ、且其直段ノ一割ヲ与ヘテ之ヲ謝スヘキ由ヲ預メ訓諭スヘシ。(傍点は引用者)

(4) 提案の追加——小役所の設置

再提案にあたって、沽券の官吏と徴税に、追加・修正の重点がおかれている。その要は小役所の設置である。

扱又府県ノ下ニハ郡司トカ御役所トカ名ツケタル小役所ヲ置キ、五村若クハ十村ヲ官シ、管内田地ノ事ヲ掌ラシムベシ。

府県の下に、小役所(名称は郡司ないし御役所)を設置し、五または一〇ヶ村の「田地ノ事」を管掌させる、という。

(5) 提案の追加——沽券帳の備置

小役所が管掌する「田地ノ事」の具体的な中身は何か。一つは、沽券帳を備え置いて、沽券を管理することである。

其法、役所ニ田券帳ヲ置キシ、諸田券ヲ書留メ、本紙ト割印ヲ為シ、田価低昂アル毎ニ書替ヲ為シ、税ヲ収ムル時ニハ、此帳面ノ沽券高ニクラベ、之ヲ受取ルナリ。其他何人ニ限ラス一覽ヲ乞フ者アレハ之ヲ許シ、写シヲ乞フ者アレハ、相当ノ写料ヲ取リテ之ヲ写シ官印を付シ、証拠トナルヘキ様ニシテ、是ヲ与フヘシ。是レ度外ニ廉価ナル田地アレハ余人ヲシテ迫リ上ケシメンカ為ナリ。

小役所に田券帳ないし沽券帳を備え置き、沽券本紙と割印して、その台帳とする。地価の昂低があれば、沽券の本紙・台帳双方を書き替える。また、希望者には、所定の手数料さえ払えば、誰にでも証明つきで複写を許し、「不当」に低い地価の引き上げをはかるといのである。

(6) 提案の修正——税額の決定方法

小役所の設置に伴って、税額の決定方法が、再提案では左のように修正されている。

扱又税金高ヲ定ムル法ハ、右ニ云ヘル小役所ニテ、沽券帳ヲ吟味シ、沽券ノ総金高ヲ求メ、次ニ二十年間管内ヨリ納ムル貢米ノ平均高ヲ求メ、平均相場ヲ以テ金高二直シ、此金高ト前ノ沽券総金高トヲ比較スル時ハ、各沽券ノ税金高ヲ得ベシ。

ここでの修正は二点である。

一つは、税額決定の単位を、小役所の管掌区域と明示したことである。最初の提案では、前述の如く、村請制町村が最も適合的と判断できるものの、神田自身は、ただ漠然と「其地」とのみして、その中身については何ら明言していなかった。

もう一つは、平均貢租額の算定年限を、前のように「二三十年間」という大雑把なものではなく、二〇年間と明確化したことである。

(7) 提案の追加——収税方法

小役所は収税の上でも要の役割をはたす。

納税ノ手續ニ至テハ毎年一定ノ期日ニ至リ田主自ラ税金ヲ懐ニシ、小役所ニ至リ、吏ニ渡シ受取書ヲ取ルノミ、別ニ炬労費用ナシ。吏ハ田券帳ニ引合セ、之ヲ受取リ、管内税金ヲ総括シテ上庁ニ納ム。上庁ニモ兼ネテ管内小役所ノ沽券合帳ヲ設ケ置キ、之ニ引合セテ受取リ、総括シテ大蔵省に納ム。大蔵省ニハ国中府県ノ沽券総計帳ヲ設ケ置キ、之ニ引合セテ受取リ、以テ海内ノ税金ヲ統一スルナリ。

地主は小役所に納税し、小役所（沽券帳）↓府県（沽券合帳）↓大蔵省（沽券総計帳）と、順次、それぞれの段階で帳簿と照合の上、収納していく、という。

(8) 修正・追加の問題点

再提案の際の修正・追加がはらむ問題点は二つある。

ひとつは、小役所の沽券管理機能を、大島らのように「一種の不動産登記制度をとりいれ」⁽²²⁾ しようとしたものと評価してよいか、という問題である。注意すべきは、それが税額決定単位となり、徴税機能と不可分に連結していることである。村単位で作成・管理された検地帳と、実質的な機能において、沽券帳がどこまで異なるものになっただろうか。所有が納貢から自己を分離し、自足的に定立せしめる過程を、土地所有法制の近代化にとって核心的意義を有するものとするならば、ここでの神田の提案から所有の半面のみを割き取ってみても、その評価が十全を期し難いことは多言を要すまい。

むしろ、刮目すべきは、小役所の存在ではなかるうか。これも一つの問題である。小役所は、沽券の管理と徴税という、国家の地方統治において、決定的とも言い得る重要機能の点で、町村を介さずに、地主と個別経営（者）と直接相対することになっている。

このシステムが実現されるならば、村請制は不要となり、地方統治のあり方の根本的な改変は必至となるう。

(9) 提案のメリット——地価の自動調節作用

再提案にあたって、神田は、そのメリットについて、旧制の弊害の克服という最初の提案での議論を繰り返すとともに、新たに地価の自動調節作用を挙げている。

其他此法ヲ行ヘバ、地価ノ過高ナルハ次第ニ降り、過低ナルハ次第ニ昂リ、民産次第ニ平均ヲ得ヘシ。如何トナレハ、民情稅ノ輕キヲ欲セサルハナシ。然レトモ稅ヲ減スレハ、地価モ亦隨テ減ス。地価減スレハ買フベシト云者アルトキ売ラザルヲ得ズ。売ルコトヲ欲セサレハ地価ヲ増ササルヲ得ズ。地価増セハ稅モ亦隨テ増スナリ。故ニ稅ヒトリ隨意ニ減スルコトヲ得ズ、地価ヒトリ隨意ニ増スコトヲ得ズ。其間ニ自然ト中正ノ法定マリテ以テ平均ニ至ルナリ。

地価課稅案を実施すれば、地価と稅額が連動することになり、減稅要求↓地価低下↓減稅↓売却圧力↓地価上昇↑増稅の循環がおこり、地価が自動調節され、民産の平均化がすすむ、という。

右の循環の構図には一ヶ所難点がある。すなわち、地価が下落したとき、土地買収の動きが生起するのは当然としても、何故「売ラザルヲ得」ないのか。また、売却を拒否した場合、どうして「地価ヲ増ササルヲ得」ないのか。それは、前述した売却強制があるからである。そして、小役所で沽券帳を公開していることが、生きてくるのである。

神田が提案する土地売買の自由には、「**売る自由**」はもちろん認められているが、「**売らない自由**」の方は重大な制限を受けている。しかも、「一種の不動産登記制度をとりいれ」たとされる仕組みが、その制限作用を支えることを期待されているものであるとすれば、そうした仕組みを所有の面から評価することは、ますますもって難しくならざるを得まいとおもつが、いかがなものであろうか。

(10) 提案への批判

上述せるところは、神田の提案が有する非近代的側面に留意した

ものであったが、土地法制をめぐる該期の思想状況にあって、この提案の近代的側面が画期的なものであったこともまた、当然、言及されねばならない。

最初の提案に対して、次のような批判がなされたという。

前篇改革ノ説ヲ之ヲ難スル者アリ。曰ク、古ハ民口ヲ計リテ土地ヲ給ス、兼併ヲ防キ貧富ヲ均ウスル所以ナリ。今俄ニ田地賣買ヲ許サハ、古法ニ反シ後害ヲ生スルノ怖レナキヲ得ンヤ。

これは、前述した公議所での議論のうち、近藤門造による、土地「公田」論の立場からの田畑永代売買解禁反対論あたりを念頭においてのものとみられる。

(11) 反批判——貧富の差の当然視

こうした批判への反批判は三点にわたってなされる。

第一に、貧富の差が生ずるのは当然である、との立場からのものがある。

人ノ性智愚アリ、勤惰アリ、儉奢アリ、其智勤儉ヲ兼ヌル者ハ漸ク富ミ、愚惰奢ヲ兼ヌル者ハ、漸ク貧シキハ当然ノ理ナリ。然ルニ今兼併ヲ防キ貧富ヲ均ウセント欲セハ、勢ヒ必ス富者ニ奪ヒ貧者ニ与フルニ至ラン。其弊ヤ智勤儉ヲ抑ヘテ愚惰奢ヲ勤ムルニ至ラン。是レ斯民ヲ驅テ窮苦ノ中ニ陥ルルノ説ナリ。

能力主義に立ち、自由競争を肯定し、弱者を保護する社会政策を逆効果だとして不要視する、古典的とも言うべきブルジョア思想が、ここに表明されている(23)。

(12) 反批判——地価の自動調節作用

第二に、貧富の差は、地価課稅に伴う地価の自動調節作用によって解消される、という。

尤モ民ニ貧富ノ□等アルハ善キコトニハ非ス。但シ、之ヲ均ウスルノ道ハ民ノ愚惰奢ヲ遏ムルニ在リ。蓋シ愚惰奢ハ天ノ憎ム所ニシテ、困窮貧苦ハ其罰ナリ。故ニ民ノ愚惰奢ヲ遏ムルノ要

ハ、天ノ之ヲ罰スルニ任スニ如クハナシ。(中略)今之ヲ行ヘハ田地ノ利多キ者ハ人争テ買ハンコトヲ欲シ、田価ヲ迫リ上ル故ニ其税亦随テ増シ、其利少ナキ者ハ人争テ売ランコトヲ欲シ、田価ヲ迫リ下ル故ニ其税亦随テ減シ、以テ平均ニ至ルナリ。貧富の差があることは好ましくないが、貧困は「天」の「罰」だとする。この発想に立てば、その解消も「天」に委ねられることにならうが、神田はその点は明言していない。そのかわり、地価課税に伴う地価の自動調節作用が貧富の「平均」をもたらさず、と解いている。

(13) 反批判——田地売買の実質

第三に、近世に田地売買の実質が認められ、現在の田地所持は買得によるものだ、とする。

況ヤ戦国以来田地ヲ民ノ勝手ニ売買スルコトニ成リ来レルコト久シ。今ノ田地ハ民ノ買得テ有スルニテ官ヨリ之ヲ渡シタルニ非サルヲヤ。今売買ヲ堅ク禁セントナラハ、一応悉ク官ニ買上ケ、改テ民ニ渡シタル後ニ非サレハ条理ニ適ハサル所アリ。徳川氏ノ中葉売買禁止ノ令アリト雖モ、元来不当ノコトナル故ニ、之ヲ実行スルコト能ハス。今ニ至リテハ表向ハカリ売ト云ハスシテ、又質ト云、沽券ト云ハスシテ讓証文ト云フノ違ヒノミニテ、其実ハ売買ニ異ナル者ナシ。如此空名ニテハ仮令売田禁止ノ法、善美ナルモ、其実益ナシ。況ヤ其善美ナラサルニ於テテラヤ。

戦国時代以来、民衆による田地の自由な売買が行なわれており、現在、民衆が所持する田地は買得によるものである。したがって、国家が一旦、民衆から買上げた上で与えるという手続きなしには、田地の売買を禁止することはできない。幕府の田畑永代売買禁令は、こうした田地売買の実質を無視した「不当」なものだったから、効果がなく、無益だった、という。

(14) 津田真道の土地法史像との比較

近世の田地所持を買得の結果とし、そこに事実上の土地所有を認める立場は、土地法制をめぐる該期の思想状況にあつては、まことに画期的なものだったと言えよう。地租改正立法後の、一八七四(明治七)年八月に刊行された『明六雜誌』第一六号所載の論文「政論五」⁽²⁴⁾で、津田真道は、地券の交付について、次のように述べている。

地券ハ人民土地ヲ私有スルノ明確ナル証券ナリ(中略)我大日本帝国従前ノ制天下ハ一人ノ天下ニシテ天下ノ天下ニ非ズ大八州ノ土地皆天皇陛下一人ノ御有ニシテ絶テ人民私有ノ土地アルナシ是蓋我帝国神代以還ノ国憲ナリ(中略)中古口分田ノ法人口ヲ量リテ土地ヲ貸与スルナリ王政乱レテ武人国命ヲ執ルニ及テ口分ノ法亦乱レテ存セス然レハ人民私ニ田園ヲ売買スベカラザルノ禁ハ依然タリ我民ノ束縛ヲ脱セザルヤ茲ニ三千有余年慶應復古明治維新ノ際我今上天皇陛下千古未曾有ノ英断ヲ以テ我帝国神代以来固着ノ束縛ヲ解キ人民ニ土地売買ノ自由ヲ許シ地券ヲ与ヘテ各人其土地ヲ私有スルノ確証トシテ永ク之ヲ保護シ(中略)天皇陛下ノ復我大日本帝国ノ土地を私有シ玉ハザルヲ明示スル。

津田は、土地の「御有」の原則が近世でも田畑永代売買禁令という形をとって貫徹しており、地券交付によつてはじめて土地の私有が認められた、と説いている。同じく明六社同人の津田にして、かくの如き考え方をとっているとすれば、神田の土地法史像がいかに突出したものであったかは明白であろう。

(15) 神田提案のアポリアと地租改正法

問題は、かく理解された民衆と土地との法的関係、すなわちその土地所有権に対して、国家がどうして売却強制の如き制限を加えることが法的に可能なのかという、またしても前述のアポリアに逢着するのである。

地租改正法もまた、このアポリアを抱え込んでゐる。地租改正施行規則代十六則は、こう規定している(25)。

村方ヨリ差出候地価不相当ナルトキハ調直ノ儀申渡若心得違ノ者有之及理解候上尚不服ノ節ハ入札法ヲ以テ地価相定候力又ハ申立ノ代価ニテ可買上事

村方申告の地価が「不相当」と認められ、再調査に応じないか、あるいはその結果に不服な場合、①入札法で地価を決定するか、または②申告地価で政府が土地を買い上げる、というのである。そして、地方官心得書第三十二章で入札法、第三十三、五章で買い上げの実施方法を定め(26)、入札法については検査変例第一・二則を設けて具体的な手続きを提示している(27)。

神田提案と右の地租改正法の規定とは、「不当」な地価申告の対策として売却強制を採用するという点に関する限り、共通している。もちろん、①売却価格を、神田提案のように、買収希望者の提示額ではなく、申告地価とし、また②売却対象を、買収希望者ではなく、政府としている点では異なる。しかし、売却強制という、土地所有権を制限する強制処分であることにはかわりない。実際に、地租改正事業の実施過程で、こうした強制処分がなされたか否かにかかわらず(28)、地租改正法がかかる条項を包含して立法されていること、土地法制上の意義が、ここでは問われねばなるまい。

まとめにかえて

神田孝平の地租改正提議は、それに先行する幕末期以来の、彼の経済認識を前提とし、同時期の他の論者の主張と比較しても、市場経済志向のブルジョア的徹底性において、隔絶したものを有していることが、如上の検討によって明らかになったと思われる。

と同時に、この神田提議にしても、税率や地価の決定に際しての、土地所有権に対する国家による制限を、合理化し得る法的根拠を開示できないというアポリアを抱え込んでおり、しかもそれは地租改正法にも継承されているのである。

既往の諸研究は、神田提案の、前者の側面にのみ眼を向け、後者の側面に必要な注意を払ってこなかったといえよう。地租改正提議以後、民撰議院論でそのアポリアを解決しかけながら、結局、挫折したことが、後年、地租改正提議とおよそかけ離れた土地所有・租税論を開陳するにいたった伏線の事情であるとすれば、その後者の側面を決して見逃すわけにはゆくまい。

ここでは、神田提議と地租改正法との関係を、全面的に検討することはできなかった。この宿題は、地租改正法そのものを検討する機会に、あわせてはたさねばなるまい。

- (1) 拙稿「神田孝平の土地所有・租税論」(明治維新史学会編『明治維新の人物と思想』吉川弘文館、近刊予定)を参照。
- (2) 本庄栄治郎「神田孝平——研究と資料——」経済史研究会、一九七三年一月(以下、本庄著書と省略)、七七〜八四頁。
- (3) 住谷悦治『日本経済学史』増訂版、ミネルヴァ書房、一九六七年一〇月、五四〜五頁。
- (4) 大島清、加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義』1「地租改正」、東京大学出版会、一九七二年一〇月、一三三〜一三頁。
- (5) 本庄著書一三八頁。

- (6) 守屋嘉美「阿部政権論」(青木美智男・河内八郎編『講座日本近世史』第八卷「開国」、一九八五年五月所収)、藤田寛『幕藩制国家の政治史的研究』校倉書房・一九八七年九月、三谷博「天保く嘉永期の対外問題」(『日本歴史大系』第三卷、山川出版社、一九八八年八月所収)を参照。
- (7) 本庄著書、一四四頁。
- (8) 同右一四五〜六頁。
- (9) 拙稿「地方史と歴史教育をめぐって」(地方史研究協議会編『地方史の新視点』雄山閣、一九八八年一〇月所収)を参照。
- (10) 本庄著書、一五一頁。
- (11) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年一〇月、第一編第一章「地租改正と石高制」、一〇頁を参照。
- (12) 神田は検地と石盛を区別しているが、「検地は土地の経界を改め直すの総名にして、田畑に竿縄を入れて反別を改め、土地の位を糺し、石盛を付け、石高を定る法」(大石久敬『地方凡例録』上巻、近藤出版社、一九六九年五月、六五頁)と、一般に説明されている。この辺から、神田が農政の実務について、どの程度知悉していたか、ある程度は想像できよう。
- (13) 「議案録」(吉野作造編『明治文化全集』第四卷「憲政篇」、一九二八年七月所収)一二四頁。
- (14) 同右一四三頁。
- (15) 同右一五三頁。
- (16) 同右一五三〜四頁。
- (17) 同右一五一頁。
- (18) 浅井清『明治維新と郡県思想』巖松堂、一九三九年一月、一九〇〜九頁を参照。
- (19) 前掲拙著、第二編第二章「前期的町村の展開」を参照
- (20) 同左、第三編「地租と明治国家」を参照。
- (21) 本庄著書、一五二〜六頁。
- (22) 大島ほか前掲書、一四七頁。
- (23) 筆者は、「地租改正は、石高制農村秩序を解体させる農民収奪であり、領主的土地所有からも人民の生活権からも自由なむき出しのブルジョアの所有原理を解放後の土地所有に打刻する。」(前掲拙著、第一編第三章「地租改正をめぐる民衆運動」、八八頁)と述べたことがある。
- (24) 『明六雜誌』復刻版、立体社、一九七六年一〇月所収。
- (25) 内閣官報局編『法令全書』第六卷ノ一、一八八九年(原書房、一九七四年一二月)、四〇六頁。
- (26) 同右四一二頁を参照。
- (27) 同右四一七〜二〇頁を参照。
- (28) 大島らは「地価の申告制などは実行のしようがない」とし、改租事業も「申告制は動きようがなかったので、『検査例』の方式をもとに地価を算定する方式が一般におこなわれたのであって、あるいみでは神田案の欠陥が実施の過程で修正されたというふうにいってもいいのかもしれない。」(前掲書一五三頁)と述べている。
- (一九九四年六月一三日稿了、一〇月二四日補訂)